



屋外広告物を設置するには、 原則許可が必要です

「建物の壁」「敷地内」「道路わきの空地」などに表示している「屋号」や「案内看板」などの屋外広告物は、許可を受けて設置されていますか？

★屋外広告物とは

「一定の期間以上継続して屋外で公衆に表示されるもの」で広告板、広告塔、広告幕、はり紙等をいい、表示内容や表示目的は問いません。

文字だけでなく、写真やシンボルマークなど一定のイメージを与えるものも含まれます。

★原則、5㎡以上又は1辺が5mを超える自己用広告物は、許可申請が必要です。

自己の店舗などの建物やその敷地内に、自己の店舗名称や事業内容などを表示する広告物を自己用広告物といいます。



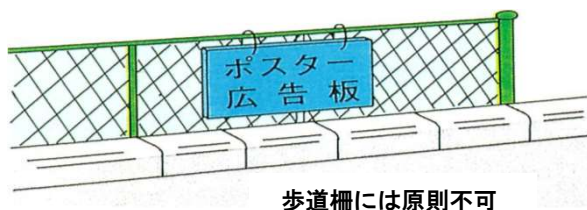
屋外に設置される数々の広告物は、無制限、無秩序に設置されますと、自然景観やまちなみが損なわれたり、見る人に不快感を与えたりします。

また、設置方法の安全性に十分な配慮がなされていないければ、強風・劣化等により落下や倒壊等を起こし、歩行者や車両に被害を及ぼす恐れもあり、実際に落下による人命に関わる事故も起こっています。

このようなことを防ぐため、京都府内では屋外広告物法に基づき、京都府屋外広告物条例を定め、広告物を設置する場合の必要な規制を行っていますので、皆さまの御協力をお願いいたします。

条例では、原則として屋外広告物を設置できない禁止地域や取り付けられない禁止物件があります。また、法令規定に基づくもの等により、許可申請の対象にならない場合もあります。（京都府屋外広告物条例第3条、第6条）

※禁止物件の例



屋外広告物適正化旬間

9月1日から9月10日は「屋外公告物適正化旬間」です。安全点検にご協力ください。

●詳しくは、福知山市のホームページをご覧ください。

キーワード検索

屋外広告物

出典：屋外広告物適正化推進委員会
「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」

お問い合わせ 建設交通部 都市・交通課
TEL 0773-24-7051
FAX 0773-23-6537
メール toshikotsu@city.fukuchiyama.lg.jp